

投資

1. 投資に関する国際ルール

(1) WTO では投資一般に関するルールは存在せず、これまで投資に関するルールは、二国間の投資協定を中心に発展してきた。

(2) 投資に関する主な規律としては、外国からの投資家の一連の投資活動(会社の設立・取得、経営・運営、売却・処分等)に対し、投資受入れ国が無差別待遇を与える義務のほか、関連法令の公表などを義務付ける透明性、投資家が協定の義務違反について締約国を国際仲裁に訴えることを認める投資家対国家の紛争解決手続等がある。

2. TPP 交渉における取り扱い

交渉参加国が有する投資関連協定をもとに、規律の内容を比較・対照しながら、どのレベルに統一するか等について議論を行っている。例えば、法的安定性や予見性を高める等の観点から、保護を与える範囲や保護の内容、紛争が生じた場合の手続につき、検討が行われている。

(参考)

1. P4協定の関連規定

投資章は設けられていない。

2. 我が国EPAの関連規定

我が国がこれまで締結したEPAではいずれも投資章を設けている。実質的な内容は他の先進国の投資協定や、FTA投資章と同様、高い水準の約束内容となっている。

環 境

1. 環境に関する国際ルール

FTAの中に環境保護のための一定の規律を盛り込むことがあり、一般に以下のような規定が見られる。

- (1) 貿易・投資の促進のための環境規制緩和の禁止
- (2) 高い環境保護水準の設定とその向上
- (3) 国際環境条約における義務の履行確保
- (4) 環境問題に関する締約国間の枠組み設置(評議会、委員会等)
- (5) 国民参加の機会提供
- (6) 環境分野における協力

2. TPP交渉における取り扱い

どのような要素を盛り込むかについて議論が行われている段階。

(参考)

1. P4協定の関連規定

上記1. の(2)～(6)の内容がP4協定に附属する協定として規定されている。

2. 我が国EPAの関連規定

これまで環境章を設けた例はない。なお、日チリEPAにおいて、協定署名時に採択する共同声明の附属文書という形で環境に関する政治宣言を採択したことがある。

労働

1. 労働に関する国際ルール

FTAにおいて、国際労働機関(ILO)メンバーとしての義務を再確認するとともに、国内法の効果的な執行、貿易や投資を促進する目的で労働法を緩和すべきでないこと等を規定するケースがある。

2. TPP交渉における取り扱い

どのような要素を盛り込むかについて議論が行われている段階。

(参考)

1. P4協定の関連規定

(1) 協定本文に規定はなく、了解覚書(MOU)を協定に附属させている。

(2) MOUの主要な要素は、①ILOメンバーとしての義務の再確認、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」(1998年)へのコミットメントの確認、②国内法の効果的な執行及び関連する行政・司法手続きの保証、貿易・投資の促進を目的に国内労働法や基準を緩和しないというコミットメント。

2. 我が国EPAの関連規定

我が国のEPAで労働章を設けた例はないが、日フィリピンEPA及び日スイスEPAの投資章において、投資活動を奨励する手段として労働基準の引下げ等の措置を行うべきでない旨規定する条項がある。

協定運営メカニズム
(対応する作業部会: 制度的事項, 紛争解決)

1. 制度的事項, 紛争解決とは

- (1) 制度的事項とは, 当事国間の意思決定機関たる「合同委員会」の設置やその権限, 開催頻度, コンタクトポイントなど, 協定を円滑に運営するための事務的な規定。
- (2) 紛争解決とは, 協定解釈の不一致などに起因する当事国間の紛争を協議や仲裁にて解決する際の手続。

2. TPP交渉における取り扱い

二国間 FTA 一般に見られる例にならない, 合同委員会の設置関連規定や紛争解決関連規定がおかれることが予想されている。

(参考)

1. P4協定の関連規定

P4 のテキストでは「管理・制度的事項」の章に当事国の合議機関として「環太平洋戦略的経済委員会」の設置、権限、開催頻度などについて定めている。また、紛争解決の章には協議や仲裁に関する手続を定めている。

2. 我が国 EPA の関連規定

総則章に合議機関として「合同委員会」を規定し、紛争解決章に仲裁手続について定める紛争処理手続を定めている。

協 力

1. 協力とは

合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に対して技術支援や人材育成等を行うもの。

2. TPP 交渉での取り扱い

TPP協定では貿易・投資の自由化について途上国への特別の配慮は行わず、全参加国が同等の義務を有することになると予想されるが、現時点では詳細は不明。

(参考)

1. P4 協定の関連規定

独立した協力章はないが、各章の中で協力に関する規定が定められている。

2. 我が国 EPA の関連規定

協力章を設け、貿易・投資、農林漁業、科学技術他の分野における人材育成等の支援について規定している。